

令和5年度第2回 文京区障害者地域自立支援協議会運営会議 次第

令和6年1月11日(木)午前10時から

オンライン開催

1 議題

(1) 令和5年度障害者地域自立支援協議会専門部会からの報告

- ① 相談・地域生活支援専門部会 【資料第1-1号】
- ② 就労支援専門部会 【資料第1-2号】
- ③ 権利擁護専門部会 【資料第1-3号】
- ④ 障害当事者部会 【資料第1-4号】
- ⑤ 子ども支援専門部会 【資料第1-5号】

(2) 令和5年度第2回障害者地域自立支援協議会（全体会）について

【資料第2号】

2 その他

令和 5 年度文京区障害者地域自立支援協議会 相談・地域生活支援専門部会報告

＜実施状況＞ 第2回（令和 5 年 11 月 27 日(月) 14:00～16:00）

（1）支援を円滑に引き継いでいく方法について

①令和 5 年度第 4 回文京区指定特定相談支援事業所連絡会の報告

テーマ「計画作成や引継ぎの際等情報共有する上で大事にしている事」についてグループワークで意見交換。

- ・ツール＝共通の書式ではなく、ポイントをまとめたチェックリスト、ガイドラインの検討が必要だということが共有できた。
- ・支援者が変わってもその方の生活が変わらず継続できることが大切で、引継ぎの際にその方の生活や人物像を取りこぼしなく伝えられているかどうかチェックできるようなものがあるとよい。

②令和 5 年度第 1 回 相談・地域生活支援専門部会事後アンケート結果

- ・介護保険に移行して使えるサービスもある。サービスの選択の幅が広がるという見方もできる。
- ・介護保険サービスへの移行がスムーズに行くのは、今まで使えていた障害福祉サービスの内容と変わらないサービスが継続でき、混乱が少なかった場合だと思う。できていたものができなくなったとか費用が発生すると、なかなか納得がいかない。
- ・包括ではサービスのスタートで関わることが多く、障害サービスを既に使っていた方は、いきなり要介護認定となり、ケアマネが関わる場合がある。包括だけでなく、ケアマネにも知識を伝える必要がある。

③引継ぎチェックリスト作成について

- ・チェックリストをつくるのはよいと思うが、誰がどう運用するのがよいか。文京区として公的に運用していくのかどうか。文京区はセルフプラン率が高いので、相談支援専門員がいない人は、誰がそのチェックリストを運用するのか、精神で言えば、認定調査を必ず行う保健師が運用したほうが、行き渡らないリスクを回避できる。
- ・介護保険と障害福祉サービスは似ているようで全然違う。
- ・ケアマネと障害福祉サービスの支援者も含め、制度に違いがあることから話をしないと難しいと感じた。
- ・制度の見直しがある。現行の制度について網羅された完璧なものを作成してしまうと作った時点で古くなる課題がある。

【結論】チェックリスト作成にむけての整理をする為、一度ワーキンググループとして集まる機会を設けることで了承を得た。

（2）暮らしをサポートする仕組みについて

- ・先行事例として「札幌市パーソナルアシスタンス制度について」と、以下の文京区既存資

源についての共有を行った。

- いきいきサポート
 - 精神障害者地域生活安定化支援事業
 - 話し合い員
 - 認知症ともにパートナー事業
- 「札幌市パーソナルアシスタント制度」について
地域の近隣住民、身近な人が介助者となる点がメリット。
一方で、利用者本人の行うセルフマネジメントの範疇に入ることによる課題もある。
- 文京区既存資源について
担い手となっている地域の住民とは、かつて主婦層が多くを占めていた。しかし、時代と共にその担い手の減少や高齢化が生じている。
- 制度を文京区にも広報する中で、デメリットとメリットを盛り込んだほうがよい。
- 暮らしをサポートする仕組みについて
「不動産屋やオーナーへの理解促進について」と「地域での生活にある課題について」、今後の部会で検討を行う。

令和 6 年 1 月 11 日運営会議資料

令和 5 年度 第 2 回就労支援専門部会

【日時】

令和 5 年 11 月 30 日（木）14 時～16 時

【議題】

- ① 第 20 回共生のための文京地域支援フォーラムについて
- ② 超短時間雇用の区内事例提供

【主な意見】

（文京地域支援フォーラムについて）

- ・内容は、「就労」「働く」というキーワードで一般就労、A 型、B 型などの就労、「身近な地域で仕事を行っている姿、行おうとしている姿」を知ってもらいたいイメージ。
- ・当事者、関係者、家族、雇用先など、どんな方を対象にするかを整理することが必要ではないか。
- ・イベントの前にアンケートをとって「どのような人が、どのような会社が」来ているかわかると良いのではないか。
- ・合理的配慮があることによってうまくいったケース事例の報告や福祉施設について紹介できるような内容はどうか。
- ・企業内でやっている「心のバリアフリー教室」のように、障害の理解を深めることを目的にした、体験できるような内容があると良いのではないか。
- ・重度の障害のある方が、助成制度を活用して就労しているような事例があれば紹介できると良いのではないか。
- ・障害種別が広がるとまとまりがなくなってしまいやすいが、バランスよくテーマで取り上げられると良いのではないか。
- ・「OriHime」など最先端の取り組みの紹介も良いのではないか。

（超短時間雇用の事例提供）

- ・1 日 15 分の仕事は、アルバイトとしては難しく実習中という扱いになっている。労働の専門家にも相談しながら、カフェのオープン準備、椅子の準備、コーヒーの食器準備などを行っている。
- ・ケースバイケースになるが、B 型と併用で受給者証が発行できる可能性があるという話もある。
- ・制度によって働き方を決めるのではなく、柔軟に対応していけると良いと思う。
- ・短時間雇用は社会とのつながりを作る、模索する場でもある。

以上

第 2 回権利擁護専門部会報告

日時 令和 5 年 1 2 月 1 1 日（月）午前 1 0 時～正午

場所 文京区民センター 2 A 会議室

議題

(1) ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について

▶ (趣旨説明)

専門部会は長年にわたり権利擁護の制度や意思決定支援をテーマに話し合ってきた。地権や後見制度、信託など制度説明のパンフレットは揃っているが、前段階の準備の話はあまり示されていない。また、制度利用後は後見人任せ、支援者離れもあり、チームの継続が重要だが、説明が不足しているという意見もあった。

また、委員自身も日常的に対応している対象者が様々なので、1つのケースに対して同じ目線で話をしていく必要があると思い、今回は、一般就労している人に絞って話をしていく。同じケースを見ながら全体で話し合うことで、備えなどの具体的な話し合いができるとう良い。

▶ (事例紹介)

自立（一般就労）を目指す事例

① 30 代・知的障害のある方

② 20 代・精神障害のある方

▶ ケース①について（主な意見）

- ・特別支援学校卒業後の相談先を悩むと思うので、支援学校の時から卒業後の相談先について実際に対面するなどして情報提供できるといい。
- ・地域の方が自然に見守って生活できるような手伝いができるといい。
- ・家族以外の方と経験をする場が確保されることが大事。
- ・若いうちから変化を経験できるように、親御さんが元気なうちに経験をもてる機会を計画的に設けたらいいのではないか。（家のことや自分のこと、生活のことをどのくらいできるのか、少しでも選択肢を広げられるように通所などできると良い。地権を使ってお金のやりくりを自分でやってみる。ショートステイの提案。）
- ・計画相談に長期的に考えてもらって今の段階で何が必要か考えてもらうのがいいのではないか。
- ・継続的な医療機関との関わりも必要。
- ・慣れている人を増やすという意味では拠点とのつながりもつくといい。65 歳になれば介護保険に移行していくので、ケアマネとつながる仲立ちをする拠点とのつながりも大事。

- ・いつ頃にどんなことにチャレンジできるかを本人と決めていけると良い。
- ・これまでに関わった人すべてにアセスメントしながら本人像をつくっていくことが重要。アセスメントしながらその人の意思がどこにあるのか確認し、エンパワーしながら支援を構成していく。

▶ケース②について（主な意見）

- ・どなたに心を一番開いているか、本人の意思を誰かが引き出すことがまず大事。
- ・精神の方は特に気持ちの安定が大事。話をしているうちに気持ちが整理されてきたり、考えがまとまってきたりすることはよくあるので日常的な話し相手が大事。また、同じ趣味の集まりで自身の安定する居場所を持てたらいい。
- ・成功体験があるというのは決断力に繋がるので大事なこと。
- ・保健師としてアセスメントするとしたら、本人が就職希望している点に関しては、どのくらい現実検討できているか。主治医が就労可能と判断しているのか、どのような部分を課題と感じているのか等。細く長く関わる必要がある。
- ・将来的なことのイメージができていないと思ったので、ピアカウンセリングで体験を聞いて方向性を決めるのもいい。
- ・文京区でも伴奏型支援が始まっている。伴奏者がいたかないかで変わってくる。
- ・それぞれのライフステージにジェノグラムが完成できるといい。その人に対する伴奏型支援のチームを再構成し広げていける。

令和 5 年度文京区障害者地域自立支援協議会 第2回障害当事者部会 次第

令和 6 年 1 月 19 日(金) 午前 10 時から午前 12 時
文京シビックセンター3 階 障害者会館 C

- 1 開会挨拶
- 2 自己紹介 【資料第 0 号】
- 3 議題
 - (1)それぞれの活動報告、意見交換 【資料第 1 号、第 2 号】
 - (2)障害福祉課より 「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について 【資料第3号】
 - (3)発表会について
- 4 その他

【配布資料】

資料第 0 号 令和 5 年度文京区障害当事者部会 委員名簿(更新)

資料第 1 号 事前に行ったそれぞれの活動について

資料第 2 号 それぞれの活動報告

資料第 3 号 「心のバリアフリーハンドブック」改定案について

令和 5 年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第 2 回子ども支援専門部会報告

日時 令和 5 年 10 月 2 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

場所 文京シビックセンター 3 階 障害者会館会議室 AB

1 開会

吉羽柳町幼稚園長挨拶

2 議題 出生時から幼児期における支援の切れ目について

○ 区立幼稚園・幼保一元化施設における対応等について向井部会長より聞き取り

- ・ 要配慮の園児やその保護者への対応

学級の中では担任と支援員が連携している。保護者に園児の様子を伝える際は、担任と管理職が連携し、保護者との関係を密にもつようにしている。

- ・ 入園前の関係機関とのやりとり

面接、健康診断において発達の遅れ等が見られる場合は、保護者に発達の状況や関係機関からの指摘の有無を聞き取り、支援の必要性について相談する。保護者の同意を得たうえで特別支援教育相談委員会に諮り、行動観察の結果を踏まえて特別保育が適するか判断される。

- ・ 在園中に園児や家庭の課題が見つかった場合の関係機関とのやりとり

まずは園児の実態把握をし、次に保護者から家庭での様子を聞き取る。お子さんへの困り感のない保護者に対しては保育参観や行事の際の様子を共有したりしながら、支援が入ることにより子ども自身が過ごしやすくなるであろうことを伝える。ご自身の子どもの特性や発達の状態への受容が十分ではない保護者には長期的に寄り添いながら意見を伝えていくようにしている。

- ・ 就学時、就学後の小学校とのやりとり

教員、養護教諭、校長等による連絡会に参加し、特性がある園児の対応について伝えている。就学後は授業参観に参加して元園児の様子を確認している。

- ・ 巡回相談、保育所等訪問事業、文京版スターティング・ストロング・プロジェクト、ふみの輪、就学支援ファイル・シートの活用状況

巡回相談は、年 6、7 回実施されている。文京版スターティング・ストロング・プロジェクトでは、作業療法士、心理士が幼児観察を行い、遊具等を用いた運動サーキットを作っていただき、遊びに役立っている。就学支援シートは、レッテル貼りを懸念する保護者がいるが、園児が学校生活を送るにあたり丁寧な配慮を受けて困り感がなくなるようにするために必要と伝えている。教育支援計画を園で作成し、小学校に引継ぎ資料として提供している。

- ・ 「発達的に気になるが、まだ支援に繋がっていない園児とその家族」へ行っている対応または必要だと思われる対応

登園時等における雑談等で保護者との関係づくりに努めている。保護者は家庭で困り事がなければ集団で困り事があると想像できない。保育参観や運動会などで集団での園児の様子を見てもらうことは有効であり、そこで学級での困り事に気づいてくれた保護者に対しては関係機関を紹介して支援につなげている。

- ・ 地域（町会等）との連携した取り組み

町会の方は学校運営連絡協議会の構成員でもあり、関係が築けている。登園時の様子等が町会を通じて伝わることもあり、支援に生かす情報となり得る。

- ・ 在園児以外の児童についての保護者等からの相談

個人面談において園児の兄弟姉妹の相談にのる場合がある。

- ・ 要配慮児対応についての研修等

正規教員は都、区の特別支援教育、人権教育の研修を受けている。特別保育支援員（幼稚園教諭免許又は保育士資格免許の有無を問わず任用可）は、区の研修を受けている。現場においても適切な支援を行うように適宜指導している。

- ・ 対応可能な要配慮児の程度、加配の教員がつく要配慮児の程度

基本的に支援が必要な園児 2 名につき支援員が 1 名ついているが、園児の実態にあわせて当該園児が教育活動に参画できるように配置されている。

○ 質疑応答・意見交換

- ・ 私立園との関わりについて。私立園との情報交換、共同研究などは行っているか。
→私立園からの転園の際に引継ぎとして情報提供を受けることはある。
- ・ 幼児期前後の切れ目について、現場で感じることはあるか。
→入園前の面接において、健診時の指摘を保護者に聞くと、入園できなくなることを懸念して話してくれないことがある。詳しく聞くと話してくれる。

- ・ 支援員、居場所、制度の移り変わりによる切れ目をつなぐには、ケース検討会議などを行い、本人のことを知る関係者を増やしていくことが重要である。
- ・ 保護者としては、子の特性を正直に伝えると入園、就学において不利になると考え、切れ目が作られてしまっていることも考えられる。保護者との関係がつくられていれば、支援者の話を聞いてもらいやすく、サービスにつなげやすい。関係づくりのためにも信頼できる支援者が本人、保護者の周りに増えていくことが重要。
- ・ 就学相談に入るとレッテルを貼られてしまうと考える保護者もいるため、子どもを中心とした丁寧な就学支援がなされるとよい。就学相談資料については、民間事業所として小集団、専門機関の視点から情報提供することができる。
- ・ 障害児相談支援のモニタリングは基本的に6か月ごとのため、保護者との信頼関係を築くまでにいたらない。就学前に園、学校、民間事業所によるカンファレンスがあればいいが、学校は個人情報保護の関係で民間事業所には情報提供できないこともあるので情報共有の難しさを感じる。
- ・ サービスを利用していない児童の情報は少ない。保護者が情報を開示していかないと支援につながっていかない。情報の開示はネガティブなことではなく、前向きなことであると説明することの重要性を認識した。
- ・ 保護者との関係づくりが難しい。情報を得る、他機関につなげるといった場合に関係性を構築できているかが重要となる。
- ・ 保護者と園の先生、学校の担任との関係性が良好であったのに、担当が変わったら関係が切れてしまうこともある。保護者と行政、事業者のつながりが信頼関係のもとに継続されていくとよい。
- ・ 乳幼児健診では、専門職による発育や発達の確認を行い、必要に応じて医療や教育センター、児童館、ひろば、拠点など専門機関や資源への紹介・案内を行っている。保護者と関係が途切れないように対応しているが、保護者側に困り感がないと支援継続が難しいことがある。
- ・ 学校としては就学支援シートを出してもらった方が特別な配慮について検討しやすくなる。就学相談は、就学相談員が保護者と学校の意向を踏まえて保護者が選択する就学先について検討するものであり、最終的には保護者の判断により就学先が決定する。
- ・ 都の就学相談の手引きにおいて、就学相談資料は最低限のものとする考えがある

ため、就学相談資料は基本的に在籍園と行動観察の資料、医師の診断、発達検査の結果等とされているが、保護者の要望により民間事業所が作成した資料を特別支援教育相談委員会の参考情報とすることはできる。

- ・ 就学支援シートを作成するとレッテルを貼られてしまうと保護者が考えていることが問題である。そのような保護者に対してどのように関わっていくか。
 - ・ 就学相談を受けるかどうか悩んでいる保護者の相談に乗ることがある。そのような保護者に丁寧に付き添っていく役割があると思う。
 - ・ 今までグレーゾーンであった子どもについて、委員会の特別支援学級や特別支援学校に就学する方が教育効果が高いという判断を受け止められない保護者もいる。
 - ・ 就学はどの児童も通る過程のため、丁寧にやる価値がある。関係機関が保護者の障害受容、子育て観などの気持ちに寄り添ってけるとよい。
 - ・ あえて支援者側で情報共有してほしくないという保護者もいる。インテーク時には情報をどの範囲まで共有していいか必ず確認するが、関係機関同士でつながってほしくないという方もいる。保護者と教育センターで児童の成長の様子や療育内容、就学後の支援について記入し、学校側に情報提供するための就学応援シートもある。
- 事務局より第 1 回子ども支援専門部会、事後アンケートでの意見等の説明
- ・ 保護者が支援のニーズに気づけず、支援につなげられない
 - ・ ワンストップ窓口の設置→重層的支援体制整備事業の方針について説明
 - ・ 情報共有における個人情報の壁
→個人情報保護法とそのガイドラインにおいて、要配慮個人情報の取得、第三者提供には、原則として本人の同意が必要であることを説明
 - ・ 事例検討の実施→障害者総合支援法改正（令和 6 年 4 月 1 日）により、協議会にて事例について情報共有できること、協議会の参加者に対する守秘義務が設けられたことを説明
 - ・ 子ども支援に関する現状の把握、提供できる情報のまとめ
 - ・ 当事者の声を把握→今後の部会員の構成やゲストスピーカーの検討において参考とすることを説明

3 その他

第 3 回子ども支援専門部会においては、元横浜市地域療育センター職員をゲストスピーカーとして招待し、幼児期から学齢期における支援の切れ目について検討を行う。

【趣旨】

他の専門部会の活動を知り、部会間連携の充実を図るとともに、協議会について広く周知を行う

【開催日時】

2024年3月18日(火)14時～16時

【開催場所】

文京アカデミーレクリエーションホール(シビックセンター地下1階)

【対象者】 60人程度

○親会委員(24人)+部会員61名(相談地域14名、就労16名、権利14名、当事者6名、子ども12名、うち区職員13名)

⇒上記に加え、希望者 ※区報で周知

(民生委員、サービス事業所、商店街、障害者団体、他協議会委員にも周知を検討)

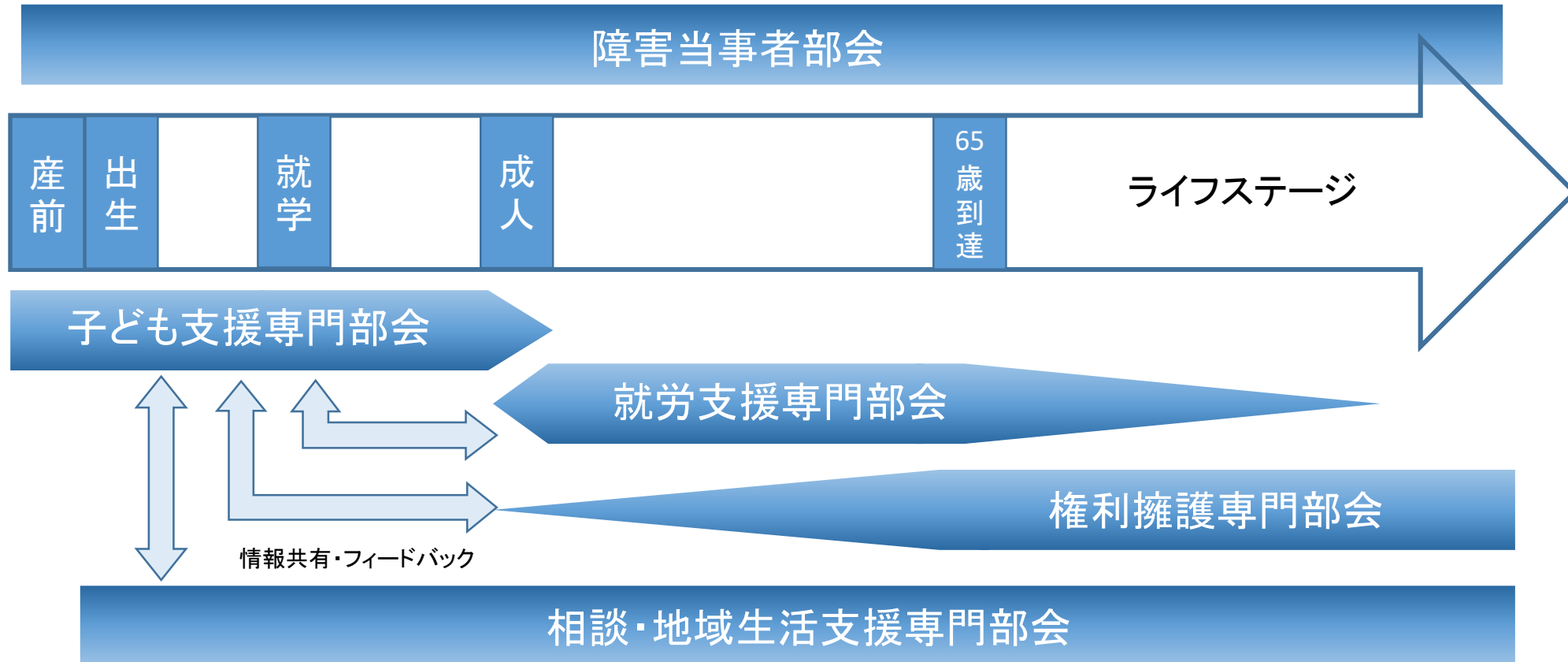
【進行スケジュール】 ※全体で2時間程度

司会...志村副会長

1. 開会挨拶、自立支援協議会全体会の趣旨説明(5分)...高山会長より
2. 第1部 「切れ目ない支援」(60分)
 - (1)当事者部会より、活動報告(10分)
 - (2)各専門部会から部会の説明、課題発表(10分×4部会)
 - (3)総括...高山会長より(10分)
(休憩10分)
3. 第2部 シンポジウム形式(40分)
 - (1)会長、副会長、部会長によるトークセッション(30分)
 - (2)当事者から今後の展望(10分)
4. 閉会挨拶、区から一言(3分)...橋本課長より

第1部 テーマ「切れ目ない支援」(60分)

※イメージ図



- (1) 当事者部会による活動紹介(10分)
- (2) 各専門部会にてライフステージの主にとどの段階を担っているのかを提示
テーマを念頭に、課題や現状を発表(10分×4部会)
- (3) 総括 切れ目ない支援における意思決定アセスメントについて
高山会長より(10分)

第2部(40分)

(1) トークセッション(30分)

- ・登壇者：会長、副会長、部会長
- ・テーマ：自立支援協議会のこれまでとこれから
(フリートーク)

会長、副会長が進行

(2) 当事者からの発表(10分)

- ・今後の展望・希望
- ・自立支援協議会に参加して感じたこと

など

○今後の流れ

○1月（運営会議後）

- 全体会概要確定
- 各専門部会に資料作成依頼（2月末頃締切）

○2月

- 案内文、チラシ作成→各事務局より配布
- 各部会発表内容検討
- 区報掲載（2月25日号を予定）

○3月

- 出欠取りまとめ